

特許権	判決年月日	令和 2 年 2 月 2 0 日	担当部	知財高裁第 3 部
	事 件 番 号	令和元年(行ケ)第 1 0 0 9 3 号		
○ 発明の名称を「伸縮性経編地」とする発明についての特許に係る特許を取り消した決定について、引用発明の認定、本件発明と引用発明の一致点及び相違点の認定、相違点の容易想到性の判断に誤りがあるとして、決定を取り消した事例。				

(事件類型) 特許取消決定取消 (結論) 決定取消

(関連条文) 特許法 2 9 条 2 項

(関連する権利番号等) 特願 2 0 1 6 - 2 2 4 5 3 号, 特開 2 0 0 0 - 8 2 0 3 号

(決定) 異議 2 0 1 7 - 7 0 1 0 9 8 号

判 決 要 旨

1 本件は、原告の特許について特許異議の申立てがされたところ、特許庁が、本件特許には進歩性欠如の無効理由があるとして特許取消決定をしたため、原告が、その取消しを求めた事案である。

2 本判決は、甲 1 (特開 2 0 0 0 - 8 2 0 3 号公報) を主引用例とする進歩性欠如の無効理由があるとした本件決定の判断について、引用発明の認定、本件発明と引用発明の一致点及び相違点の認定、相違点の容易想到性の判断にいずれも誤りがあり、本件発明は、当業者が甲 1 に基づき容易に発明をすることができたものであるとはいえないとして、本件決定を取り消した。理由の要旨は、以下のとおりである。

(1) 本件決定における引用発明の認定には誤りがあり、甲 1 に記載された発明として、以下の引用発明’を認定するのが相当である。

「地編としてのサテン調トリコット組織の表側にあらわれ、全ての編目位置においてループを形成している非弾性糸 1 0 からなる、ジャカード運動により振りが入れられている組織と、

地編としてのサテン調トリコット組織の裏側にあらわれ、全ての編目位置においてループを形成している非弾性糸 1 1 からなる、ジャカード編からなる経編で編まれている組織と、

全ての編目位置において地編組織に編み込まれている (ルーピングされている) 弾性糸 1 2 からなる組織とを、

備える経編地。」

(2) 本件発明と引用発明’の一致点及び相違点は、以下のとおりであると認められる。(一致点’)

「ジャカード編成組織と、

弾性糸で構成されて全ての編目位置においてループが形成されている組織とを備え

る伸縮性経編地。」

(相違点’)

「本件発明は、「ジャカード編成組織におけるループが形成されていない編目位置」においては、「弾性糸のみで構成されて全ての編目位置においてループが形成されている支持組織の前記弾性糸のみがループを形成しており、非弾性糸が全ての編目位置でループを形成する組織を含まない」のに対し、引用発明’は、「ジャカード編成組織」に「ループが全く形成されていない編目位置が存在」せず、「ジャカード編成組織」のほかに、「弾性糸が全ての編目位置においてループが形成されている組織」と、「非弾性糸が全ての編目位置でループを形成する組織」とを含む点。」

- (3) 前記(1)及び(2)のとおり、本件発明は、「非弾性糸が全ての編目位置でループを形成する組織を含まない」のに対し、引用発明’は、「全ての編目位置においてループを形成している非弾性糸 1 1 からなる、ジャカード編からなる経編で編まれる組織」を含むものである。

この点に関し、本件決定は、甲 1 の図 1 0 の組織図は、トリコット組織の表側の組織と裏側の組織の両方をメッシュ調とすることで、「ループが全く形成されていない編目位置」が存在する地編であることを読み取れるものであって、上記の相違点に係る本件発明の構成が開示されている旨の認定を前提にして、かかる構成を引用発明の構成と置換することは容易である旨判断した。

しかしながら、本件明細書の記載事項によれば、甲 1 の図 1 0 は、ループが形成されていない編目位置が存在するメッシュ調トリコット組織の表側の組織のみを示すものであって、表側と裏側の両方の組織を示すものではないと理解できる。

そうすると、仮に、引用発明’に甲 1 の図 1 0 に開示された構成を適用しても、引用発明’の「非弾性糸 1 0 からなる組織」が、図 1 0 の「ループが形成されていない編目位置が存在するメッシュ調トリコット組織」と置換されるだけであって、引用発明’の「全ての編目位置においてループを形成している非弾性糸 1 1 からなる組織」は残ることとなるから、上記相違点に係る本件発明の構成（「非弾性糸が全ての編目位置でループを形成する組織を含まない」構成）に至るものではない。

そして、そのほかに、甲 1 には、「全ての編目位置においてループを形成している非弾性糸 1 1」を含まないようにすることについて、これを示す記載も、これを示唆する記載も存在しない。

したがって、当業者が、甲 1 に記載された発明に基づき、相違点’に係る本件発明 1 の構成を容易に想到することができたものとは認められない。